

公告第166号

上田市農業振興地域整備計画変更計画案の公告について

上田市農業振興地域整備計画を変更するので、農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第13条第4項の規定において準用する第11条第1項の規定により公告し、当該農業振興地域整備計画案並びに変更に伴う農用地利用計画の案を次により縦覧に供する。

当該農用地利用計画の案について、上田市の住民は、別紙のとおり意見書を提出することができる。

また、当該農用地利用計画の案に係る農用地区域内にある土地の所有者その他その土地に関し権利を有する者は、当該農用地利用計画の案に対して異議があるときは、令和7年8月28日の翌日から起算して15日以内に市にこれを申し出ることができる。

令和7年7月30日

上田市長 土 屋 陽 一



1 農用地利用計画案の縦覧期間

自 令和7年7月30日

至 令和7年8月28日

2 農用地利用計画の案の縦覧場所

上田市産業振興部農業政策課 上田市大手一丁目11番16号

(別紙)

農用地利用計画の変更案についての意見書について

1 意見書の提出先

上田市産業振興部農業政策課 上田市大手一丁目11番16号

2 意見書の提出方法

郵便、ファックス、電子メールによることとする。電話での意見は受けられない。また、様式は任意とし意見書は日本語に限るものとする。

3 意見書の提出期限

本公告の縦覧期間内とする。

4 留意事項

- (1) 個人にあつては住所、氏名、職業を、法人の場合は法人名、代表者名、事務所の所在地を記載すること。
- (2) 意見書の内容は公表する場合がある。ただし、個人情報等がある場合は公表の際に当該箇所を伏せる。
- (3) 提出された意見書については個別に回答を行わず、農用地利用計画を公告する際に意見の要旨及びその処理結果を併せて公告する。
- (4) 意見書の提出は農用地利用計画の変更案についてのみとする。